

令和2年度 第3回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	令和2年度 第3回 宇治市個人情報保護審議会
日時	令和3年3月19日(金) 午後2時～午後3時
場所	オンライン(傍聴場所は宇治市役所6階602会議室)
出席者	(委員) 松岡会長 尾形委員 池田委員 大杉委員 大槻委員 能瀬委員 吉田委員 (事務局) 大下副部長 鶴谷係長 森岡主任 古池主任 (傍聴者) 1名
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について</p> <p>ア 介護保険事業者管理システム導入による個人情報の取扱いについて(審議事項)</p> <p>イ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における個人情報の取扱いについて(審議事項)</p> <p>(2) 資料説明</p> <p>事務局から、介護保険事業者管理システム導入による個人情報の取扱いについて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における個人情報の取扱いについての資料の説明を行った。</p> <p>3 審議事項 介護保険事業者管理システム導入による個人情報の取扱いについて</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) ただいまの事務局からの説明について、質問はあるか。</p> <p>(委員) 介護保険サービス事業者等はデイサービスも含まれるのか。</p> <p>(事務局) そうである。</p> <p>(委員) 宇治市個人情報保護条例第9条では、「個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときは、この限りでない」とあり、逐条解説には、「相手方において、個人情報保護のための規定が定められていることや、個人情報の漏えい等防止のための措置が講じられていること」と記載されている。提供先の京都府にそのような規定はあるか。</p> <p>(事務局) 前回の資料、2ページの「介護保険事業者管理システムの概要について」の項目「3 セキュリティ対策」に記載しているとおり、インターネットを介さない閉域ネットワークにおいて、やりとりを行うため、安全性は保たれているという認識である。また、京都府は個人情報を受け取った後は、京都府個人情報</p>	

報保護条例に基づいて適切に運用が行われる。

(会 長) 従来、紙媒体で個人情報を京都府へ提供していたものを、システムでの提供に切り替えるものである。閉鎖型のネットワークで、外からの侵入は容易ではなく、技術的なセキュリティは整っている。さらに、個人情報を受け取った京都府は京都府個人情報保護条例に従う。また、前回の議論を踏まえて、提供する個人情報は、法人の代表者、管理者及び介護支援専門員に限定している。事務局作成の答申案について、修正加除など何か意見はあるか。

(委 員) 3つ意見がある。1つ目の意見は、電子計算機の結合による個人情報の提供が適当であると認める理由の、3段落目に「また、当該提供の対象となる個人情報は、法人の代表者、管理者及び介護支援専門員に限定する」とあるが、「個人情報は、」で始まっているため、「介護支援専門員の個人情報に限定する」に修正すること。2つ目の意見は、「介護保険サービス事業者等」という文言についてである。おそらく千葉市の答申に合わせたのであろうが、千葉市は指定居宅サービス事業者であるため、「事業者」となるが、本市の場合は「介護保険サービス事業所」ではないか。3つ目の意見は、3段落目の部分、「法人の代表者」ではなく「運営法人の代表者」となるのではないか。

(事務局) そのように修正する。

(会 長) 他に意見はないか。

(委 員) 内容は審議のとおりで良いが、先ほどの「サービス事業所」という文言について、介護保険法を確認したところ、法律上は「事業者」になっているようである。この部分について事務局から実施機関に確認してもらいたい。

(会 長) 実施機関に確認後、答申確定とする。それでは、次の審議に移る。

4 審議事項 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における個人情報の取扱いについて

(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会 長) ただいまの事務局からの説明について、質問はあるか。

(委 員) 答申案中、利用・提供が適当であると認める理由の、2段落目「個人情報の取扱いについて、当該個人に十分に説明するとともに」とあるが、医療機関はどのような説明をすることになるのか。

(事務局) 前回の審議において、実施機関から詳しい事業の内容についての説明があったが、委員ご質問の部分については、本市の保健師が訪問等を行って事業を実施する際に説明することを想定していた。

(委 員) 医療機関から患者の状態が記載された個人情報を本市に提供するというのを、何らかの方法で市民に情報提供しないといけないと思う。医療機関は、ど

のように患者へ事前に伝えるのか。

(事務局) 今回の事業については、現在、市が主体の事業として国民健康保険の給付をしており、また、後期高齢者医療は京都府の後期高齢者広域連合が行っている。介護保険給付においても、本市が保険者となって介護給付をしている。医療機関のレセプトからサービス内容の情報を得たものを、これまでは3つの部署からそれぞれ市民にアプローチをしていたが、今後は情報を1つに集約し、一体的に介護予防や保健事業として繋げていきたいと考えている。市民や医療関係者に対して、そういった趣旨の取り組みをしているという広報をしないといけないと思っている。

(委員) 前回、この事業を実施する際には、市の広報等で説明するという話があったかと思う。その広報等において、「国民健康保険や介護保険の情報も活用させていただく」というようなことを書くべきである。

(事務局) 事業の推進にあたって、そういった取り組みを行っていききたい。実際、医療機関にも周知の協力を依頼したいと思っている。また、市民には広く周知し、アウトリーチ等を実施する際には、どういった目的で保健師が訪問しているのかということも含めて、しっかりと丁寧に説明していききたいと考えている。

(委員) 答申に「周知する」という文言を入れた方が良いのではないか。

(委員) その文言を入れるのであれば、「また、目的外利用の趣旨を周知するとともに事業の実施にあたっては、」とするのはどうか。

(委員) そうすると、1つの文章中に「するとともに」が2回出て来ることになる。

(会長) 「説明するとともに、」を「説明し、」にして簡略化するのはどうか。全文を読むと、「また、個人情報の目的外利用の趣旨を周知するとともに、事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いについて、当該個人に十分に説明し、当該個人の意思を尊重すること。」となる。他に質問はあるか。なければ本日の審議会はこれで終了する。

5 本日の審議結果

審議事項1件目、介護保険事業者管理システム導入による個人情報の取扱いについては、実施機関に確認後、各委員に稟議し、答申確定とする。審議事項2件目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における個人情報の取扱いについては、本日付けで答申確定とする。

6 その他連絡事項について

特になし。

7 閉会

(会長署名)